

第5期嬉野市農業委員会
第29回定例総会議事録

令和2年12月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第29回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	岩屋川内祭代 進入路	R2.12.2	了 承
	2	岩屋川内祭代 外1筆 茶園農道	R2.12.2	了 承
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による証明の取消願いについて		
	1	岩屋川内祭代 外1筆 茶園農道	R2.12.2	了 承
報告第3号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	岩屋川内野仁田 無線基地局	R2.12.2	了 承
	2	吉田上西川内 無線基地局	R2.12.2	了 承
	3	吉田上西川内 無線基地局	R2.12.2	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下宿一本松 貸借権	R2.12.2	承 認
	2	五町田谷 外1筆 使用貸借権	R2.12.2	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1~22	大草野外畦 外37筆 使用貸借権・貸借権	R2.12.2	承 認
	嬉 1~10	吉田中村 外24筆 貸借権・使用貸借権	R2.12.2	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	吉田五斗別当 売買	R2.12.2	許 可
	2	久間代木 外1筆 売買	R2.12.2	許 可
	3	久間代木 外2筆 売買	R2.12.2	許 可
	4	久間本谷 外4筆 贈与	R2.12.2	許 可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下野小石原ノ上 一般住宅	R2.12.2	承 認
	2	岩屋川内堂ノ下 一般住宅	R2.12.2	承 認

議案第5号		非農地証明願について		
	1	久間本谷 資材置場	R2.12.2	決 定
	2	下宿一本栗 外2筆 宅地拡張	R2.12.2	決 定
	3	馬場下賤四郎 外5筆 山林・原野	R2.12.2	決 定
議案第6号		嬉野市農業委員会非農地通知事務処理要領（案）	R2.12.2	決 定

第5期嬉野市農業委員会第29回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年12月 2日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館（塩田庁舎前）視聴覚室
- 3 開会日時 開会 12月2日 午後3時10分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 12月2日 午後4時12分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	欠		8	峰 正己	出	
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出	憲章朗読 事前審査班長	11	山口 安則	出	議事録署名
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	議事録署名
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
主 事	三根 拓己	農業政策課主任	納富 作男

事務局

議案書1ページ、整理番号1番です。
申請人は、下宿の〇〇〇〇様です。
所在地は、大字岩屋川内 祭代 〇〇〇番、
地目は畑、面積は677㎡のうちの7.0㎡です。

用途は、進入路

理由は、茶園管理の作業をしやすくするため ということです。

隣接は、東・西は畑、南は畑・山林、北は農道 です。

図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

この件について、杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

事務局から説明がありましたように、今現在、小屋(写真)が見えていますが小屋の下に三角地帯があり、埋め立てて作業しやすいように車を止めて、消毒とか積載するときなど駐車するために使いたいとのこと。よろしくをお願いします。」

議長

続いて、事前審査の結果について、西田 班長、報告をお願いします。

班 長

27日に事前審査を行い、委員の皆さんお疲れ様でした。ここは、急斜面のところで、埋めることでだいぶ駐車しやすくなるとのこと。わずか7㎡ありますが、必要などころと思いますのでよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

全員挙手です。よって、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、整理番号1番については、全員了承です。

議長

.....
続きまして、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は、上岩屋の〇〇〇〇様です。

所在地は、大字岩屋川内 祭代 〇〇〇番〇 外1筆、

地目はいずれも畑、面積は合計で、2,686㎡のうち 49.0㎡です。

用途は、茶園農道

理由は、乗用機械が利用できる農道が必要 ということです。

隣接は、東は畑、西は道路、南は山林、北は農道 です。

図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

この件についても、杉崎委員、地域担当委員として説明、意見ををお願いします。

地域担当

ここは、10月に一度審査をして、許可をもらっていましたが、今度は山を借りてまた新しく申請をし直してもらいました。前は貸さないということでしたが、今度は中に親戚が入って了承をもらったそうです。内容は、杉ヒノキを伐採し道の方から自然と茶園の方に道を造るとのことです。以上です。

事務局

議案書9ページ、整理番号1番です。
貸付人は、大野原の ○○○○ 様、
借受人は、福岡市の KDDI株式会社 ○○○○
センター長 ○○○○ です。

所在地は、大字岩屋川内 野仁田 ○○○番○ 地目は田、
面積は、98㎡のうちの 4㎡です。
用途目的は、無線基地局新設です。

理由は、KDDI株式会社が運営する au 携帯電話事業において、当地区の通信をカバーするため、携帯電話無線基地局を新設したい ということです。

隣接が、東は道路、西は畑、南は道路、北は畑・道路 です。

図面は10ページと11ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長
地域担当

この件について、杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。
ここは、携帯電話の無線基地局であり、水路もありましたので別に問題ありません。よろしく申し上げます。

議長
班長

続いて、事前審査の結果について、西田 班長、報告をお願いします。
今言われたとおりで、利便性、生活する上で必要と思います。よろしく申し上げます。

議長
議長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。
無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

全員挙手です。よって、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、整理番号1番については、全員了承です。

.....

議長

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。
貸付人は、西川内の ○○○○ 様、
借受人は、福岡市の KDDI株式会社 ○○○○
センター長 ○○○○ です。

所在地は、大字吉田 上西川内 ○○○番○ 地目は畑、
面積は、5, 119㎡のうちの 15㎡です。
用途目的は、無線基地局新設です。

理由は、KDDI株式会社が運営する au 携帯電話事業において、当地区の通信をカバーするため、携帯電話無線基地局を新設したい ということです。

隣接が、東・西は道路、南は山林、北は道路・畑 です。

図面は12ページと13ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、山口安則委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当

この場所は標高が400～500のところ、下に集落があり、通信が難しくアンテナが建つとこのことで別に問題ありません。

議 長

続きまして、生田委員、地域担当委員としての補足があれば、説明、意見を申し上げます。

地域担当

先程言われましたように、地域の利便性のためであり問題無いと思います。

議 長

続いて、事前審査の結果について、西田 班長、報告をお願いします。

班 長

今言われたとおりでございます。

議 長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

全員挙手です。よって、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、整理番号2番については、全員了承です。

議 長

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は、西川内の ○○○○ 様、

借受人は、福岡市の KDDI株式会社 ○○○○

センター長 ○○○○ です。

所在地は、大字吉田 上西川内 ○○○番○ 地目は畑、

面積は、3, 211㎡のうちの 12. 5㎡です。

用途目的は、無線基地局新設です。

理由は、KDDI株式会社が運営する au 携帯電話事業において、当地区の通信をカバーするため、携帯電話無線基地局を新設したい ということです。

隣接が、東は道路、西は道路・山林、南は原野、北は道路 です。

図面は14ページと15ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、山口安則委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当

先程の申請に関連したアンテナで補助的なもので、地区の通信が良くなるためだと思いますので問題無いと思います。

議 長

続きまして、生田委員、地域担当委員としての補足があれば、説明、意見を申し上げます。

地域担当

先程と同じになりますが、地域の利便性のためであり問題無いと思います。

議 長

続いて、事前審査の結果について、西田 班長、報告をお願いします。

班 長

よろしく申し上げます。

所在地は、大字吉田 ^{ごとべつとう} 五斗別当 〇〇〇番〇、

地目は田、面積は495㎡です。

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大です。

売買価格は、反当たり600,000円、全体で297,000円です。

図面は19ページから20ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。 売買による所有権の移転です。

譲渡人は 福岡県小郡市の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 鹿島市の 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字久間 ^{だいぎ} 代木 〇〇〇番〇、外1筆 地目は2筆とも畑、

面積の合計は、739㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大です。

売買価格は、反当たり270,636円、全体で200,000円です。

図面は21ページから22ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。 売買による所有権の移転です。

譲渡人は 西山の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 鹿島市の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 式浪の ○○○○ 様、

所在地は、大字下野 ^{こいしはら} 小石原ノ上 ^{うえ} ○○○番○、地目は畑、

面積は743㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、申請地は現在両親と居住している宅地の隣接地である。建築後も両親の近くで安心できる申請地に一般住宅として転用したい ということです。

東は畑、西は宅地・道路、南は道路・畑、北は宅地・畑 です。

売買価格は、反当たり40,377円、全体で30,000円です。

図面は28ページと29ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

西田委員、地域担当委員、班長としての説明及び報告をお願いします。

地域担当・班長

ここは、自分たちが住んでいる横の農地を購入するということです。竹が近くまで迫っているようなところで、荒れたような土地であり、環境整備からもいいと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

売買価格の30,000円は間違いではないですか。

事 務 局

お父さんの時代に既に売買がなされ、支払いもなされていまして、息子さんが金額がわからないとのことで、所有者の方もいららないよと言われてましたが実際、固定資産税も○○さんが支払われています。しかし、○○さんが気持ち分としての金額です。今回、所有権移転をすることになっています。以上です。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

譲渡人は 有田町の ○○○○ 様、

譲受人は 下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 堂ノ下 ○○○番○ 地目は宅地（現況一畑）

面積は231.83㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、現在アパート住まいであり、子供の成長に伴い申請地を一般住宅用地

図面は33ページから34ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。
原田委員、地域担当委員としての説明及び意見をお願いします。

議 長
地域担当

写真をみてのとおり、また図面を見て頂きますようにため池の下で、谷のところで木が生い茂り荒廃化が進んでおり、農地に復旧することが不可能と考えております。農地としては該当しないと判断し、非農地証明を出した方がよいと思っております。よろしくをお願いします。

議 長
班 長

西田班長、班長としての報告をお願いします。
投棄物が写っておりますが廃棄物ではなく、定期的に片付けしているとのこと
です。原田委員がおっしゃられましたが、これを復元するということが不可能と
思います。非農地証明を出し、資材置き場として活用するのがよいと見て参りま
した。よろしくをお願いします。

議 長
議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第5号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり
非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番です。
申請人は 今寺の ○○○○ 様
所在地は、大字下宿 一本栗 ○○○番○ 外2筆
地目はすべて畑、面積の合計は、355㎡、
用途目的は、宅地拡張です。

事由は、本来ならば農地法に基づく許可申請すべきであったところを、認識
不足により昭和40年頃に工場を、昭和63年頃に宅地拡張で道路・花壇に
なっている。現在筆界未定地であり登記地目を変更後、地番と面積を確定す
るため、非農地証明を願うものです。始末書付きの案件です。

東は雑種地、西は山林・畑、南、北は宅地・畑 です。

図面は35ページから36ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。
植松委員、地域担当委員としての説明及び意見をお願いします。

議 長
地域担当

非農地証明が畑の3筆あり、ここは建築の板金をされており、畑があったら
しく、認識不足により工場を昭和40年頃建て、昭和63年位に宅地を拡張され
たみたいです。字図のほう白抜きとなっております。国土調査時に境界が確定
されて無く何十年時と経過しており、境界を確定するため非農地証明願い
が出されております。よろしくをお願いします。

議 長

西田班長、班長としての報告をお願いします。

班 長 今おっしゃられたとおりで、見て頂いてわかるようにもう農地で無く、非農地
ですよろしくお願ひします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。

議案第5号 非農地証明願について 整理番号2番については、原案のとおり
非農地証明することに決定しました。

議 長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。

申請人は 下宿の ○○○○ 様

所在地は、大字馬場下 ^{すずしろ} 賤四郎 ○○○番○ 外5筆

地目はすべて畑、面積の合計は、26,597㎡、

用途目的は、山林・原野です。

事由は、昭和60年頃から耕作の方法によらず自然に山林、竹林や、木類、

^{かんぼく} 灌木類が自然育成状態になり、農地へ復元も不可能なため、非農地証明を願う
ものです。

東は畑・山林、西は畑、南は畑・墓地、北は道路・山林 です。

図面は37ページから38ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 森委員、地域担当委員としての説明及び意見をお願いします。

地域担当 長く説明となりますが、事務局から○○さんから非農地の証明が出ているから、
まず、地区担当が現場を見てもらえないかと相談があり、○○さんの代理の方と
2人で現場を確認しました。内容は、隣接にはお寺の墓地があり、墓地の拡張を
したい、檀家の方が墓地を造りたいとのことで、ここに6筆ありますけど、1筆
か2筆を相談したいと当初の申請でございました。現場に行ってみたら、竹山、
元々は茶畑だったらしく、畑としては最悪の場所であり、これを私1人で判断す
ることができず、6筆の内5筆は竹山で、また、建設会社により採土として土砂
を取ってあり、2/3は山がなくなっており、平坦地になってます。高い山の鉄
塔が建っている向こうに墓地がありますが、説明したとおり相談したいというこ
とで、再度、事務局にお願ひし、この際、全部非農地の判断するため、11月2
7日午後からでしたが、会長、西田さん、○○さん(○○○○)、代理人、事務
局を合わせて7人で見て回ったところ、全部した方が良いと判断したところす。
もともと竹山で、墓地の方もお寺さんが一部相談したいと希望があつてますので、
この際全部した方が良いと思ひました。

